

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 10月20日(金) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 4階 全員協議会室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文			

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広		
職 員	佐野 崇	岡本 尚士	宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第3号	非農地証明願承認の件
議案第4号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第5号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、10月の定例会を開会します。
出席委員は19名中 19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、3番 栗田委員さん、
4番 松浦委員さん よろしくお願ひします。
本日の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明)
(3条申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 4筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 炭所東字 番1 畑 1036 m²他 4筆 地籍合計 4508 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 4508 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年9月19日
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■営農計画書(様式第3号)
米、野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 240日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 7筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 炭所東字 番 田 3187 m²他 7筆 地籍合計 8425 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8425 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年9月19日
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■営農計画書(様式第3号)
米、野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 240日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 5筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野字 [REDACTED] 番 2 田 471 m²他 5筆 地籍合計 5408 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16942 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.05 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年9月25日
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻・麦を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 300 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 吉野字下 [REDACTED] 番 田 1420 m² 1筆 地籍合計 1420 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 8967 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年9月26日
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■営農計画書（様式第3号）
サツマイモを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 180 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 真野字 [REDACTED] 番 田 911 m² 1筆 地籍合計 911 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 13569 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年9月11日
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 真野字 [REDACTED] 番 田 757 m² 1筆 地籍合計 757 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6322 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年9月11日
■営農計画書（様式第3号）
水稻を作付予定
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（売買） 1筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
■譲渡人事由 兼業・高齢化による経営縮小 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 七箇字 [REDACTED] 番 田 2744 m² 1筆 地籍合計 2744 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6927 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.03 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和5年9月29日
■現地調査実施日
令和5年10月6日
■営農計画書（様式第3号）
稲作を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号1と2の担当委員 三原委員さん、よろしくお願いします。

三原委員

（補足説明3条-1、2）

補足説明をさせていただきます。番号1と2を同時に説明させていただきます。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの3名と9月24日に私も呼ばれて話し合いをさせていただきました。事務局より説明がありましたように、川西で1年半の無農薬で栽培されていて、[REDACTED]さんは無農薬にすごく関心を持てられている方でした。前に行った時も土壌改良しておりました。草や木を入れて無農薬でやろうと意欲はあると思いますので、よろしくお願い致します。

- 会 長 続きまして、番号３と４の担当委員、高橋委員さん、よろしくお願いします。
- 高橋委員 (補足説明 ３条-3、4)
番号３について、１１日に■■■■さんと■■■■さんにお会いして、話をお伺い致しました。田んぼも見させて顶きました。■■■さんは農業を廃止しているということです。息子さんは県外でいらして、農業をしないということです。で、■■■■さんに売却となりました。■■■■さんも無農薬栽培ということで、かなりの面積を作っていくということで、それに隣接しているので丁度いいのではないかと思います。後は事務局の説明通りであります。よろしくお願い致します。
- 番号４の■■■■さんと■■■■さんの件ですが、■■■■さんは電話で話をお聞きし、この方も農業廃止しご実家も処分してしまったということで、残りの田んぼ１枚が残っていましたが、今回身内の■■■■さんが買っていただけたということです。後は事務局の説明通りで、別に問題はないと思います。よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号５と６の担当委員、松浦委員さん、よろしくお願いします。
- 松浦委員 (補足説明 ３条-5、6)
１０月１２日に現地確認をしました。■■■■さんは高齢のため入院しており、息子さんが農地を整理したいということで、近所の■■■さんと■■■さんに売買の話をしました。今までは、■■■さんや■■■さんが預かって耕作をしていました。売買の話がまとまりました。■■■さん■■■さんは、この後水稻を栽培するということであります。以上です。よろしくお願い致します。
- 会 長 続きまして、番号７の担当委員、鈴木勉委員さん、よろしくおねがいします。
- 鈴木委員 (補足説明 ３条-7)
１０月１４日に■■■さんと面談致しました。この案件につきましては、３年前から、■■■■さんが母親と住んでいましたが、２人とも病気がちで田んぼのほうが放置状態でした。私も近所でしたので訪問いたしまして、どうしますかという話の中で、近所である■■■さんと話をしたところ私が買取りましようという事で、今回の案件になりました。内容等につきましては、事務局説明通りですので、ご審議よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第１号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第１号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第２号、農地法第５条許可申請書審議の件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局(岡本)

(5 条説明)

(5 条申請)

番号 1 (非農家の自己住宅) / 【所有権移転】

* 申請地：四條字 番 地目 田 面積 414 m²

* 農地区分：第 1 種農地～町立満濃中学校より南西側約 500m に位置する農地

* 申請目的：自己住宅

～申請者は現在借家に居住していますが、手狭となっていることから新たに住宅を建てる計画を立てました。住宅用地を探したところ、農地管理に苦慮していた親戚名義の農地を所有権移転し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

* 登記簿添付：申請地～1 筆

* 被害防除計画書添付済（調整を了している）

* 申請地：盛土～ 70 c m

擁壁～コンクリート擁壁 70 c m

* 排水計画：雨水：既設の桝から北側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し北側水路へ放流

* 資金調達計画：住宅ローンの審査結果添付

* 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

* 土地利用計画図添付

* 土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付 * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 2 (駐車場) / 【所有権移転】

* 申請地：吉野下 番 1 外 1 筆 地目 田 面積 1615 m²

* 農地区分：第 2 種農地～町立四条小学校より北西側約 500m に位置する農地

* 申請目的：駐車場

～申請者は板金塗装を営む法人です。倉庫が不足していることから現在の駐車場に倉庫を建設する為に、新たに駐車場が必要となりました。事務所近隣で駐車場用地を探した所、高齢で農地管理に苦慮していた所有者から売買による所有権移転により駐車場として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

* 登記簿添付：申請地～2 筆 併用地～15 筆

* 被害防除計画書添付済（調整を了している）

* 申請地：盛土～60 c m

擁壁～コンクリート擁壁 90 c m

* 排水計画：雨水：最終桝から東側町道側溝へ放流

汚水：なし

* 資金調達計画：金融機関の残高証明書添付

* 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

* 土地利用計画図添付

* 土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区押印添付

* 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 3 (駐車場) / 【所有権移転】

* 申請地：羽間字 番 4 地目 田 面積 180 m²

* 農地区分：第 2 種農地～町立四条小学校より北側約 1.3 km に位置する農地

* 申請目的：駐車場

～申請者は電気工事業を営む法人です。事業用地が狭く駐車スペースも

資材置場として使用しており、駐車場確保に苦慮していることから、新たに駐車場が必要となりました。事務所近隣で駐車場用地を探した所、県外在住で農地管理に苦慮していた所有者から売買による所有権移転により駐車場として利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

- * 登記簿添付：申請地～1 筆 併用地～6 筆
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～15 c m
擁壁～なし
- * 排水計画：雨水：自然浸透、自然流下で東側水路へ放流
污水：なし
- * 資金調達計画：預金通帳の写し添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区押印添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 4（分家住宅）／【使用貸借権設定】

- * 申請地：七箇字 番 1 地目 田 面積 320 m²
- * 農地区分：第 2 種農地～役場仲南支所より北東側約 2 k m に位置する農地
- * 申請目的：分家住宅
～申請者は現在両親と同居していますが、手狭となっていることから新たに住宅を建てる計画を立てました。実家近隣で住宅用地を探したところ、隣接している父親名義の農地に使用貸借権設定し利用することに同意が得られたことから本申請に至った。
- * 登記簿添付：申請地～1 筆 併用地～2 筆
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～ 10 c m
擁壁～なし
- * 排水計画：雨水：東側水路へ放流
污水：合併浄化槽を設置し東側水路へ放流
- * 資金調達計画：融資証明書添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区押印添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 (補足説明 5 条-1)
それでは補足説明をさせていただきます。10 月 17 日に推進委員の近石さんと現地確認をしました。 さんのお話は聞けなかったのですが、土地改良区福家総代の近石さんが内容を聞いております。この度の所有権移転につきましては、事務局の説明通りでありましたので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 2 の担当は私ですので、説明いたします。

中浦委員 (補足説明 5 条-2)
先日、高鳥推進委員と満濃池総代と現地確認に行って参りました。その際、

■さん、■さんとも会って話を聞きました。■さんにおかれましては、労働力不足による管理が困難、■さんにおかれましては事業拡大、双方の思わくが一致して今回の運びとなりました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 5条-3)
先般10月16日、現地確認をして参りました。■さんとは連絡が取れませんでした。■さんとお会いしました。駐車場が不足しているということで、お話ができたということでございます。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号4の担当委員、鈴木勉委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 5条-4)
補足説明を致します。10月15日に推進委員の三野さんと一緒に■さんのところにお尋ねしました。先ほど事務局の説明がありましたように、■さんの家の前に住宅を建てたいということです。詳細につきましては、事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等はありませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございます。

会 長 続きまして、議案第3号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (非農地証明 説明)
(非農地証明願)

番号1 山林(荒廃)

*申請地:川東字■■■■番 地目 畑 面積 1012 m²

*農地区分:第2種農地~役場美合出張所より北東側約1.8kmに位置する農地。

*申請目的:山林(荒廃)

~本申請地は、以前はキャベツを栽培していましたが、山間部に位置し人手不足もあり、管理ができておらず、20年以上放置され荒廃し山林化している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付:申請地~1筆

*近隣の20年以上未耕作証明書添付

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

20 年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった農地

番号2 農地法施行前（農家住宅）

＊申請地：長尾字 番 1 地目 畑 面積 489 m²

＊農地区分：第 2 種農地～かりん健康センターより東側約 600mに位置する農地。

＊申請目的：農地法施行前（農家住宅）

～本申請地は、昭和 3 年に申請者の父親が建物付きの土地として取得し居住し、昭和 26 年頃に建て替えました。その後増築等を行い現在まで居住しています。農地法施行が昭和 27 年であり住宅の建築は昭和 27 年なので、農地法施行以前に建てられた住宅である。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付：申請地～1 筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 1)

農地法の施行前から引き続き非農地であったもの

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、西岡委員さん、よろしくお願いします。

西岡委員 (補足説明 非-1)
補足説明をさせていただきます。10月14日に さんのところに行きまして、お話を聞きました。手のつけようのない状態でして、復旧は不可能ということ です。森林組合の方から、木を植えたらどうですかと相談がありましたが、もう 歳なので植える意思はないということでした。よろしくお願いいたします。

会 長 続きまして、番号 2 の担当委員、鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 非-2)
説明致します。10月16日に現地を確認し、同日に高砂不動産に申請内容を確認致しました。詳細につきましては、事務局の説明通りですので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 4 号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。事務

局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第5号その他の件に移りたいと思います。その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の2番、経営改善計画認定申請書の審査についての件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(壽野) (認定農業者 説明)

会 長 事務局の説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の３番、農用地利用計画の変更についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局(伊勢谷) (農用地利用計画の変更について 説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の３番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)
 １１月の予定につきましてお知らせいたします。
 農地法申請 １１月 ２日(木) 締め切り
 定例会 １１月２０日(月) 午前９時３０分から

会 長 (閉会あいさつ)
 以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。